

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 8 月 22 日

福岡法務局久留米支局 登記官 檀美都子

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2904-2023-0083	久留米市高良内町字宮ノ脇 4 4 7 2 番 3